

2023年版

行政書士 受験必携六法

追 録

東京法経学院
令和5年7月5日

「2023年版行政書士受験必携六法」は、令和4年10月1日を編集基準日として発行しています。それ以後、令和5年4月1日（2023年度行政書士試験の法令基準日）までに施行された法改正情報を以下に収録しました。

※下線部分（ ）又は、全文が改正部分です。
※改正前・改正後の条文中、（省略）と記してあるのは、改正がないため省略している部分です。

■ 民法

頁	改正前	改正後
232頁 右段 821条 ～822 条	<p>〔新設〕</p> <p><u>第821条（居所の指定）</u> 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。</p> <p><u>第822条（懲戒）</u> <u>親権を行う者は、第820条の規定による看護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</u></p>	<p><u>第821条（子の人格の尊重等）</u> 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p><u>第822条（居所の指定）</u> 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。</p> <p>※旧第822条（懲戒－左欄）を削除し、旧第821条を新第822条（上記）とする。</p>

■ 地方自治法

頁	改正前	改正後
762頁 左段 92条の2	<p>第92条の2（関係諸企業への関与禁止） 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p>	<p>第92条の2（関係諸企業への関与禁止） 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第12号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p>
766頁 左段 101条 ⑧	<p>第101条（招集） ①～⑦（省略） 【新設】</p>	<p>第101条（招集） ①～⑦（省略） ⑧ 前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。</p>

2023年版 行政書士 受験必携六法
追 録

令和5年7月5日 発行
東京法経学院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3-22
ナカバビル1階